

災害時における段ボール製品等の調達に関する協定書

東海村（以下「甲」という。）と東京コンテナ工業株式会社（以下「乙」という。）は、甲及びその周辺地域において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が設置する避難所の生活環境向上を図るため、段ボール製品等（以下「物資」という。）を迅速かつ円滑に調達することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（要請）
第１条 甲は、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、書面により物資の供給、運搬等の協力の要請をするものとする。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、電話、ファクシミリ、電子メール等による要請ができるものとし、その後速やかに乙に書面を提出するものとする。

（協力の受諾及び実施）
第２条 乙は、前条の要請を受けたときは、次に定める事項を踏まえ、可能な限り対応するものとする。
（１）乙の生産設備に被災等がなく、甲の要請を受けられることができる人的体制、原材料、生産能力等を有していること。
（２）甲の要請に対し、高い優先度で対応することが可能であること。
（３）その他、甲が必要と認める条件等に対応できること。
２ 乙は、甲の要請を受けられることが可能であることを確認した後、甲に対して次に定める事項を連絡するものとする。
（１）物資の種類、数量及び供給可能時期
（２）その他必要な事項

（物資の種類）
第３条 物資の種類は次に掲げるものとし、乙は当該物資の確保に努めるものとする。
（１）段ボール製簡易ベッド
（２）段ボール製シート
（３）段ボール製間仕切り
（４）その他乙が取り扱う物

（物資の引渡し）
第４条 乙は、甲の指定する場所において、甲に物資を引き渡すものとする。
２ 乙は、あらかじめ指定された場所に引き渡すことが困難となった場合には、甲と協議するものとする。

（代金等）
第５条 乙が甲から要請を受けて供給する物資の代金及び運搬等の費用（以下「代金等」という。）については、甲が負担するものとする。
２ 代金等については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議により決定するものとする。

（代金等の請求、支払方法）
第６条 乙は物資の引渡し後、甲に対し請求書を発行し、甲は乙の請求に基づき速やかに代金等を支払うものとする。

（連絡体制等）
第７条 甲及び乙は、相互に連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。
２ 乙は、甲の要請に即応するため、社内における連絡体制の確立を図るものとする。

（協議等）
第８条 本協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は情報を共有し、随時協議を行うものとする。

（実施細目等）
第９条 本協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（有効期間）
第１０条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに１年間更新され、以降も同様とする。

（その他）
第１１条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議により決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙署名の上、各１通を保有する。

令和２年８月２６日

甲 茨城県那珂郡東海村東海三丁目７番１号
東海村長

山田 修

乙 東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号
東京コンテナ工業株式会社
代表取締役社長

黒崎 素弘